# 令和3年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第5日)

令和3年9月22日(水曜日)

# 議事日程(第5号)

		令和3年9月22日 午前9時開議
日程第1	会議録署名詞	義員の指名
日程第2	議事日程の宣	宣告
日程第3	議案第56号	令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第57号	令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
		7
日程第5	議案第58号	令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第59号	令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第60号	令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
		7
日程第8	議案第61号	令和 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
		7
日程第9	議案第62号	令和 2 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第63号	令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第64号	令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第65号	令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について
日程第13	議案第66号	令和2年度南部町病院事業会計決算の認定について
日程第14	議案第67号	令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
日程第15	議案第68号	南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第69号	南部町手数料徴収条例の一部改正について
日程第17	議案第70号	南部町児童厚生施設条例の一部改正について
日程第18	議案第71号	南部町営住宅条例の一部改正について

日程第20 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)

いて

日程第19 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正につ

日程第21 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第22 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

日程第24 議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第25 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(追加議案)

日程第26 発議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意 見書

日程第27 発議案第10号 「PCR検査」の充実を求める意見書

日程第28 発議案第11号 新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書

日程第29 発議案第12号 沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意 見書

日程第30 発議案第13号 新型コロナワクチン・治療薬の早期開発・承認をはじめとした薬事行 政の改善を求める意見書

日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第56号 令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第57号 令和 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第58号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第59号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第60号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

7

日程第8 議案第61号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て

日程第9 議案第62号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第63号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第64号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について 日程第12 議案第65号 令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について 日程第13 議案第66号 令和2年度南部町病院事業会計決算の認定について 日程第14 議案第67号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について 議案第68号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 日程第15 日程第16 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部改正について 日程第17 議案第70号 南部町児童厚生施設条例の一部改正について 南部町営住宅条例の一部改正について 日程第18 議案第71号 日程第19 議案第72号 南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正につ いて 日程第20 議案第73号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号) 日程第21 議案第74号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第22 議案第75号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号) 日程第23 議案第76号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号) 日程第24 議案第77号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号) 日程第25 議案第78号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (追加議案) 日程第26 発議案第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意 見書 日程第27 発議案第10号 「PCR検査」の充実を求める意見書

日程第28 発議案第11号 新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書

日程第29 発議案第12号 沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意 見書

日程第30 発議案第13号 新型コロナワクチン・治療薬の早期開発・承認をはじめとした薬事行 政の改善を求める意見書

日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 出席議員(13名)

3番 荊 尾 芳 之君 2番 加 藤 学君 4番 滝 山 克 己君 5番 米 澤 睦 雄君 

 6番 長 束 博 信君
 7番 白 川 立 真君

 8番 三 鴨 義 文君
 9番 仲 田 司 朗君

 10番 板 井 隆君
 11番 細 田 元 教君

 12番 亀 尾 共 三君
 13番 真 壁 容 子君

 14番 景 山 浩君

## 欠席議員(1名)

1番 塔 田 光 雄君

### 欠 員(なし)

# 事務局出席職員職氏名

 局長
 辛君
 書記
 荊
 尾
 雅
 之君

 書記
 一
 赤
 井
 沙
 樹君

 書記
 一
 藤
 下
 夢
 未君

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 陶 山 清 孝君 副町長 ------ 土 江 一 史君 教育長 ------福田範史君 病院事業管理者 …… 林原敏夫君 総務課長 ------ 大 塚 壮君 総務課課長補佐 …… 加納 諭 史君 企画政策課長 ----- 田 村 誠君 デジタル推進課長 ・・・・・・・ 本 池 彰君 防災監 ------ 田 中 光 弘君 税務課長 ……………… 三 輪 祐 子君 町民生活課長 …… 芝 田 卓 巳君 子育て支援課長 ------ 吾 郷 あきこ君 教育次長 -----岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 …… 水 嶋 志都子君 病院事務部長 ------ 山 口 俊 司君 由 起君 福祉事務所長 渡 悦 朗君 建設課長 ----- 田 子 勝利君 邉 産業課長 ・・・・・・・・・・ 岡 田 光 政君 監査委員 ………… 仲 田 和 男君

## 午前9時00分開議

○議長(景山 浩君) これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(景山 浩君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、白川立真君、8番、三鴨義文君。

### 日程第2 議事日程の宣告

○議長(景山 浩君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

### 日程第3 議案第56号

○議長(景山 浩君) 日程第3、議案第56号、令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認 定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) おはようございます。予算決算常任委員長の仲田 司朗でございます。議案第56号、令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、新型コロナウイルス感染症対策予算が大きな部分を占める中で、南部町版持続化給付金制度など、あまり使われていない制度があり、コロナ対策として不備であった。コロナの問題、地域再生法人、生涯活躍のまちのお金の使い方の問題、会計年度任用職員、指定管理での職員給与など格差の問題、地域振興協議会の在り方、指定管理の在り方の問題などを指摘して反対する。一般会計から国保会計に繰り出していることを理由に反対する。

賛成の御意見でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に大部分を充てられた大きな決算であったと思う。町民のほとんどが敬意を表されていると思うような決算内容なので賛成する。 生活を支えながら経済も支えていく、町の福祉施策や人口対策をコロナによって止めない、それ に対応していくという町の政策は間違っていない。妥当な決算と思う。よって賛成する。以上であります。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員(5番 米澤 睦雄君) 5番、米澤でございます。私は、令和2年度南部町一般会計歳入 歳出決算に反対の立場で討論いたします。

私が反対いたしますのは、国民健康保険会計への繰出金5,000万円、1点のみでございます。この5,000万円の繰り出し、国保会計でいいますとこれは法定外の繰入れでございます。 国保会計の赤字を補塡するためにそのまま繰り入れれば国からペナルティーを受けるため、国保会計の基金に繰り入れてそこから赤字を補塡する、またはこの基金から繰り入れることによって国民健康保険税を安くするためのものであります。形をどう変えようと一般会計からの繰り入れることには変わりはございません。

また、国保会計の基金は、会見町と西伯町の合併当時は1億円以上の基金がございましたが、 毎年国保の税額を抑えるために使いまして、とうとう基金がなくなってこのたびの事態になった ものでございます。全国的に国保財政が厳しく、多くの市町村が一般会計からの繰入れを行って おりまして、当町もそれに倣ったものであると思います。しかし、一旦これを認めれば、基金が なくなるたびに一般会計からの繰入れが起こることは間違いございません。

では、なぜ一般会計からの国保会計に法定外の繰り出しがまずいのか申し上げます。まず、第一に、先ほど来申しております法律で定められたものではない法定外であること、やり方によっては先ほど申しましたように国からペナルティーを受けることになることもございます。第二に、今、日本は国民皆保険制度になりまして、医療も国民みんなが国民健康保険、組合健保、協会けんぽ、各種共済組合などに加入をいたしまして、それぞれそこで保険料を支払いながら、ほとんどの保険で3割で医療を受けられるものでございます。そして、組合健保、協会けんぽ、各種共済組合などは本人と雇主が折半で保険料を拠出いたします。

一方、国民健康保険は雇主がございませんので、国または県と本人が保険料を拠出しております。ここで問題なのは、国保会計が苦しいからといって、組合健保など他の保険加入者なども納めている税金から国保会計に繰り出すのは、他の組合の被保険者にとりましては自分の組合の保

険とともに国民健康保険にも保険料を支払う形となりまして、保険料の二重払いになります。町 民の公平さを欠くものでございます。

第二に、令和3年3月議会におきまして、一般会計か国保会計かのどちらかの、忘れましたけれども、同僚議員が討論の中で国民健康保険は所得の少ない人にとっては最後のよりどころであるとおっしゃいました。私もそれは理解ができます。否定はいたしません。しかし、国民健康保険の被保険者は所得の低い人ばかりではございません。十分な所得のある方もたくさんいらっしゃいます。その方たちにも一般会計から繰り入れて保険税を安くすることは、他の組合の被保険者にとりましては、やはり自分の組合の保険とともに国民健康保険に保険料を支払う形になります。これは保険料の二重払いであり、町民の公平さを欠くものでありますから、納得できるものでありましょうか。このように一般会計から国民健康保険会計への法定外の繰入れは多くの問題、矛盾を抱えております。安易に他の市町村もやっているからではなく、どうしたらこの問題を解決できるか真剣に考える必要があると思います。

今の日本は、富める者はさらに富み、貧しい者はさらに貧しくなるという国民の所得格差が決定的なものとなっています。今、所得の再分配も叫ばれている状況でございます。一般会計から国保会計に繰り出すお金があるのなら、例えば生活保護世帯には該当しませんけれども、世帯の年収が一定以下の世帯には生活応援資金的な資金援助をする、これは一般会計の中でございますけども、そういう施策の中で資金援助を行う形によって国保税は、これはしっかりと税額決定をした中でしっかり納めていただく、そういう健全な国保会計を目指すのが私は行政の本来の姿ではないかと思っております。この辺のことについて執行部に真剣に研究をお願いしたいと思います。以上、反対討論といたします。

- ○議長(景山 浩君) 次に、賛成者の発言を許します。
  - 11番、細田元教君。
- 〇議員(11番 細田 元教君) おはようございます。11番、細田でございます。今回の議案第 56号、一般会計の歳入歳出決算の認定の件でございますが、賛成の立場から討論したいと思います。

今回の一般会計決算ですが、歳入で97億5,000万の中で、ほとんどの事業でこのコロナ 関係が5億4,000万も来ておりまして、この今年が、災害級のこういうコロナの感染関係の 事業がありました。それに伴い、各課のいろんな事業、執行率が悪いとこもたくさんありました。 それはほとんどがコロナのほうに振り替えておりました。だけん今回の決算、本当に各課、コロナ禍で大変な中、コロナをしながら通常の今までの事業をやっておられました。 中で大変だったのは、本当に健康福祉課がこの対応でもう全軍挙げてやられたというのは町民の皆さんもみんな知っておられると思います。これは敬意を表したいと思いまして、そのおかげでこの災害級のコロナの対策を本当に乗り切られまして、この間、19日、一応、集団接種が終わりました。およそ90%近く町民の方がワクチンを受けられたということは、この災害級のこの対応について全軍挙げてされたというのは、私は敬意を表したいと思いますし、そういう決算内容がたくさん見受けられまして、これには賛成せないけんと思っております。

今、米澤議員がるる一般会計から5,000万国保会計に入れられてるのはおかしいんじゃないか。言われたとおりでございまして、初めて、私が旧西伯町のときから、これは一般会計から国保には入れられたこと記憶にございません。訳は米澤議員が言われたとおりでございます。今回入れられたのは、本当に国保会計が、基金がゼロになりました。それで、その中で被保険者がまだある程度増えてまいりました。今度はコロナにもなりました。そういう国保会計守るために恐らく町長が清水の舞台から降りる覚悟で、降りるというか落ちるか、恐らく飛び降りただろうと思いますが、5,000万円入れていただけました。私は5,000万足らんじゃないかな、1億円もらえませんかまで言ったぐらいでございますが、るる米澤議員が言われましたように法定外繰入れ、これは国保ばっかしじゃなしに、共済健保とか、組合健保とか、船員健保とかいろんなとこ、自衛隊の健保とかからも保険料拠出した上で、また国保の税金を払うというのはそのとおりです。心苦しい限りでございますが、何分、我が町の国保会計、るる言われました中で、7割弱、6割強の方が低所得者でございました。もし米澤議員が言われるように5,000万繰入れ、今回の国保会計は600万の黒字になりましてよかったですけども、これが、赤字が3年間でも続けばすぐ保険料に反映せないけんやな中身はもちろん米澤議員も御存じだと思います。これが本当にできるのか。

私やちは、最後はやっぱり日本の国民皆保険守るために国民保険がございます。米澤議員が言われたように確かに所得のある人も中にはおられます。けども、6割、7割の方が定年迎えられ、仕事終えられ、年金生活者、75歳以上ならば後期高齢になりますが、その間、そういう人たちがおられます。その人を守るため、また国の制度、県の制度で国保が県一本になったということも災いいたしまして、これは基金をちょっと置いとかないけないということで私は入れられたと思いますし、我が町には基金条例があると思います。基金条例に基づいたらば、これは入れても法的に問題がないじゃないかなってな気がしておりますが、これ間違っとったら訂正させていただきますが、このように住民目線に、また生活目線になされた今回致し方ない、また、国保加入されていない方々には、申し訳ないことを言いながらでもこれをしていただいたという大英断に

ついては、私はこういうこともあってもいいじゃないと思いました。

過去にも一回あったのが水道会計でございました。水道会計は誰もが水道飲むという恩恵がありましたのでよかったですが、国保というのはそういう、米澤議員言われたとおりなんです。そこでこれができた。それによって本当に保健事業を大事にし、今後もそれをしながら国保会計が順調にいくよう、これを5, 000万でも崩さないような国保会計が運営できるよう鋭意努力していただきたいことをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。2番、加藤学君。
- ○議員(2番 加藤 学君) 2番、加藤学です。令和2年度南部町一般会計、反対の立場から 述べさせていただきます。

令和2年度の南部町一般会計の決算額、歳入97億5,457万1,648円、歳出95億4,028万8,956円、形式収支は2億1,428万2,692円、翌年へ繰り越すべき財源2,797万8,561円を差し引いた実質収支は、1億8,630万4,131円の黒字。しかし、これから前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1,760万7,651円の赤字、当該年度収支に財政調整基金の積立額を加算し、財政調整基金の取崩し額を差し引いたものに繰上償還額を加算して求めた実質単年度収支は1,717万8,340円の赤字、こういうふうになっております。

今回、予算決算常任委員会の中でも発言させていただきましたが、またほかの議員も言われてるとおり、令和2年度の決算についてはメインになるのは新型コロナ対策の予算です。その中で、予算決算常任委員会の中でも指摘させていただきましたが、幾つかの予算について実質、ほとんど使われなかったものがいろいろあった、このことを指摘させていただきました。

今回、主に企画の中で取り上げられたものとしては、頑張ろう飲食業応援緊急支援事業、未来 に使える応援チケット購入事業、南部町版持続化給付金、それから生活支援・地域活性化事業、 地域経済変動対策利子補給事業、事業所家賃普及事業、プレミアム商品券発行事業、「コロナに 負けるな!」飲食業等定額応援金事業、こういったものが上げられております。

その中で、私のほうで特に指摘したいと思ってたのがプレミアム商品券発行事業です。これは 8月の臨時議会の中で補正として上がってきたものです。これ当初の予定は 5 , 4 2 2  $\overline{D}$  5 , 0 0 0円でした。これは詳しく説明すると、1 枚 5 0 0円、1 3 枚つづり、6 , 5 0 0円相当のチケットが 5 , 0 0 0円で買えるというものです。そしてこれ販売されたのが主に郵便局と、それから緑水園でした。多分それが原因だったのではないかと思いますが、今回、決算の中で出てく

る金額は3,749万6,452円、これ1,700万円の減という形になっております。

それから、もう一点、バンガロー管理事業、これについても今回、当初の予定は令和 2 年度の 9 月補正、この中で出てきます。補正額が 1 , 4 8 0 万円の予定でしたが、今回、最終的には決算としては 1 5 万 9 , 9 8 0 円、大きく減っております。そして、この当初の予定、新型コロナウイルス感染対策として予算が組んであったのが 1 , 4 8 0 万円ありました。結局、最終的にはこの金額が大きく減らされて、それで最終的には一般財源だけの 1 5 万 9 , 9 8 0 円になりました。これについてもいささかちょっと組立て方が悪かったのではないかと思っております。

そして最後に、令和2年の12月の補正で出てきた南部町版持続化給付金、これについては今回の2月の決算の中では350万円、当初の令和2年度の予算額が4,100万円であった。それで最終的には3,500万円になったっていうふうになってるんですけれども、これ令和2年の12月で補正が行われておりまして、この時点で1,000万円の減額になっております。これ何かほかのことに使われたんだろうと思いますけれども、持続化給付金については鳥取県、それから近辺の米子市、これに関しては国の持続化給付金100万円がもらえるのであれば、それについて県の場合で10万円、米子市の場合で10万円、これが上乗せできるっていう制度になってました。なので、国の持続化給付金100万円もらえれば、米子市の方であれば鳥取県が10万円、米子市が10万円、トータルで120万円もらえる、そういう制度でした。そういったところですから、県と米子市においては持続化給付金というのはほとんど使われてます。使われなかった場合においては、当初の予定が12月末の締切りだったのを3月末まで延ばしております。そういったことがありますので、今回、南部町版の持続化給付金に関してはほかの自治体同様に、本来であったら国の持続化給付金がもらえるのであればそれに上乗せできる、そういう制度にしていたら多分ここまで残らなかったのではないかと思っております。

以上の理由から反対の討論とさせていただきます。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。 6番、長束博信君。
- ○議員(6番 長束 博信君) 6番、長束です。議案第56号、令和2年度南部町一般会計歳入 歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほども数字述べられましたけれども、令和2年度の南部町一般会計歳入決算97億5,457万1,648円、歳出は95億4,028万8,956円で、形式収支は2億1,428万2,692円でありますが、これから繰越明許費等、翌年に繰り越すべき財源の2,797万8,561円を差し引いて、実質収支1億8,630万4,131円の黒字となっています。

実際には先ほど加藤議員が言われた数字がこの後に続きますけれども、収入の自主財源でございますけれど、町税がコロナの影響で前年に対しまして82251,000円、0.8%の減収となりました。繰入金が前年に対して1億5,85552,000円で、結果的には19億2,128万2,000円となり、前年に対しては4,532万4,000円、2.4%の増、こういうことになっています。

一方、依存財源ではコロナ関連による国庫支出金が大幅に増加しまして、24億660万、前年に対しまして17億9,901万2,000円の増加であります。これは特別定額給付金や新型コロナ感染症対応地方創生交付金、地方創生拠点整備交付金などがあったためでありますが、一方、町債は複合施設建設や光ファイバー整備に伴うものであり、大幅に増加しております。12億3,580万円で、前年に対しまして868,770万円の増となっております。

歳出における事業の中身についてでございますが、逐一事業費用を述べませんけれども、1つ目は何といいましても大型事業である複合施設の完成めどが予定どおり進んだことだろうと思っております。地方の活性化の拠点整備、これができたことはこれからの南部町の活動に期待ができる、こういうことだろうと思っております。

2つ目には、先ほど来、お話があっておりますけれども、新型コロナの対応でございます。国からの事業でありましたけれども、町民のほぼ全員遅滞なく特別定額給付金、給付できたことは職員の御努力によるものだろう思っております。そして、様々な対応事業として先ほども述べられましたような事業があります。飲食業応援緊急支援事業、未来に使える応援チケット、生活支援・地域活性化事業、南部町版持続化給付金、プレミアム商品券、事業所家賃給付事業、水道料金基本料期間限定免除、成人式対応事業、「Nanbuまごころ便」お届け事業、各地域・施設へのマスク配布や消毒等に係る支援、学校や公共施設への感染対応事業、学生への特別支援金、まだまだたくさんございますけれども、数え切れないような事業対応されておられます。これらの事業はみんな、大人から子供まで町民の命と生活と安心を守るためのものでございました。いずれも制度は準備してきたからのことでありますが、100%消化できていくのが筋でございましょうけども、取組の検討、先ほどもございましたけども、検討すべきものが時間的な余裕とかそのものが足らなかった部分もあったかと思われます。

次に、光ファイバー整備でございます。県内で一番遅れてスタートした事業でございますけれ ども、積極的に取り組んでいただいております。南部町からすばらしい情報発信ができておりま せんでしたけども、これが可能になるようにとの思いが見えております。これは令和3年度のデ ジタル推進課に引き継がれていってるものでございます。 次に、児童生徒用のパソコン整備であります。国からの要請もあったこともありますが、当初 計画から前倒しによりまして整備台数も大幅に増加させて、コロナの中にあってまさに時を見据 えたかのような整備事業であったわけですけれど、これで教育環境の整備ができたのではないか と考えております。一人も取り残さない教育の今後に期待をするものであります。

そのほか、コロナによる様々なイベント、行政事業の開催が中止・延期・縮小などに追い込まれて大変だったろうと思いますが、それ以外の日常のたくさんの必要な町民への行政サービス、おおむね実施されております。そういう事業報告内容でございました。事業内容によってはコロナの対応状況が不明な部分、先ほども反対討論にありましたが、十分ではなかったものも散見されておりますが、当時の状況では致し方なかった、時間との闘いもございました。そういうものもあったかということで理解できるのではないかというふうに考えます。

以上のことから、私は全体的、総合的に判断し、この議案第56号に対して認定すべきものと 賛成するものであります。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。
  - 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 12番、亀尾共三でございます。私は、議案第56号、令和2年 度一般会計決算について、反対するものであります。

理由は4点ほど上げます。まだたくさんいろいろあったんです。加藤議員も取り上げておりますけど、それ以外に私は4点を指摘したいと思います。一つは、これは全体的に考えてお金の使い方に問題がある、このように思うわけであります。

まず一つは、地方再生推進法人JOCA連携事業ですね。これは町の内外を問わず、主に障がい者主体に事業を行うものであります。掘りました温泉施設を利用して、それでやるということです。決算額は1, 700万を上回っております。

2つ目、NPO法人なんぶ里山デザイン機構、これは、内容は空き家を借り上げて改修して人口増加を目的にするものであります。私は、これは、今ここに住んでおられる、これまで住んでおられる方、それから将来ここで生活をする方に対しては、やっぱりそこの傷んだ住宅に対する手だてをすること、何回か取り上げました。私は、住宅リフォーム制度をつくること、このことやっぱりやるべきだないかと思います。金額的には僅かでありますが、1軒についてはですね。僅かであるんですけど、私は、ここで今まで住んで、暮らしておられて、今後生涯ここで住む方、その方の住居が傷んだところについてはそれなりの支援をしていく、これが本来行政がやるべき本来の仕事ではないでしょうか。もちろん、空き家を改修して、それで外部から人口増加するこ

とについては否定するものではありません。しかし、やるべきことは、ここで住んでいる人、将 来も住みたい、この人たちに支援すること、このことは行政がやるべきだと思います。

3つ目として、独居世帯に対する対応施策であります。緊急通信ネット事業のことでありますが、これは予算のとき、そして決算のときも言います。主に高齢で独り住まいの方に何かあったときに、それについて通信する、このシステムであります。これはそれについての初期敷設したときと、それから使用についてそれなりのお金が要ります。しかし、老人というのは、もちろん高額の所得を上げておられる方もおるんですけど、圧倒的多数の方はやはり僅かな年金で暮らしておられる方がほとんどです。この人たちに負担をするのではなく、行政として何かそのことで体調におかしい人があったらすぐ連絡してそれに対する対応をすると、このことが進んでいく一番ではないかと思います。

もう一つ、私は何回も取り上げました。一般質問で取り上げたんですけども、財政を理由に小・中学校の学校給食費の無料化、これはできないということで否定をされております。しかし、私はここで今まで育って暮らす、特に苦しい家庭のことに対する栄養のことを考えると、バランスの取れたそのことをするのが学校給食であります。それに対する負担をやっぱり軽減をしていくこと、このことではないでしょうか。特に令和2年度ではコロナの関係で、余分で多額のお金をそのために対応したんですけども、しかし、そういうことがなかった場合には、財源の中で許す限りはやはりそれごと進めていくこと、このことを指摘して反対するものであります。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 10番、板井隆君。
- 〇議員(10番 板井 隆君) 10番、板井です。議案第56号、南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずは、今、るる反対意見 2 人から、加藤議員、それから亀尾議員から出た部分についてですけれど、まずコロナ対策ですけれど、この 2 年度の事業について資料を頂きました。これをざっと見ると全部で 1 0 0 近くの事業があって、大きいものでは億単位、小さいものでは何十万単位というものであるんですけれど、これ総務課の財政担当の課長補佐から出していただきました。これを見ると本当に町民の皆さん、そして事業所の皆さん宛てに支援をしていくというのがまざまざと見ることもできましたし、またコロナの感染の拡大のための対応、小学校に網戸をつけたりとかそういったことも、学校関係も非常に生活もまたしやすくなったのではないか、学校の環境もよくなったのではないかなということで、私はこれは認めるというか、このコロナを上手に

生かしたと思っていますし、このコロナは町民の生活のためだけではないということです。感染症の対策については、町民の皆さんへの支援、国から出ました1人10万円を含めて様々なものがあります。

プレミアム商品券、これは購入の場所が郵便局や緑水園だったということで、なかなか休みの日に行けなかったというマイナス面もあったと思いますけれど、これも言えば、言わば1人5,000円の商品券なんかも出ました。これも生活の支援をしながら、併せて町内の事業所、特に飲食店、大きな影響を受けました宿泊施設、観光施設、大きな影響を受けましたものも含めて、そういった事業所を、持続的な支援をしていくというこの2本立てのコロナ対策であるということをまずは私たち議員もちゃんと認識をしなくちゃいけないというふうに思います。

それから、お金の使い方ということでJOCAのことを言われました。この後、多分、まちづくり会社のほうも次の方から反対の意見として出てくると思います。これについていけば南部町は、この南部町の中にある事業所、南部町における地域再生推進法人との協定を結んで、パートナーとして南部町の発展にも尽力をしていただいてるわけなんですが、これがまずは総合地域スポーツクラブ、スポnet、それからさっき出ました青年海外協力協会、併せてなんぶ里山デザイン機構、この3つと提携を結びながらパートナーとして南部町の活性化に、地域創生に尽力をしていただいてるということです。

内容を細かく言えばなんですけれど、まずはまちづくり会社については、一番は町外から人を呼び込む、そういった施策をしていただいておりまして、これまでに95名の方が空き家のほうに入っておられる。今年度の2年度では新規の入居が合計で12件、27名の方が移住をして生活をしていただいてるという実績もつくっていただいております。

それから、この後出るJOCAのことです。JOCAについては、本当に委員会の中でもJOCAの名前が出れば反対という議員も何人かおられました。このJOCAについて反対討論が出る前に先に賛成討論をさせてもらっておきます。

JOCA、御存じのとおり、町長、いつも言っておられます、海外で様々な地域環境の中で自分ができることをやり、こちらに帰ってからそれを生かした仕事ということで青年海外協力協会ができてるわけです。その中で、全国でも本当に少ない数の中の南部町を選び、ここに来た。それは何かというと、やはり南部町という町が福祉に非常に力を入れている、そういったところからこの南部町を選んでいただいたというふうに思います。

今、現在、法勝寺高校跡地では温泉を活用したごちゃまぜの施設、いよいよ工事にかかりました。本当にJOCAの事業については、町民の地域創生、本当に期待をしてますし、必ずや南部

町を活性化に導いてくださるいうふうに思い、期待もしており、このJOCAに対しては町としてもしっかりとこれからも支援をしていただきたい、タッグを組んで頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、お金の使い方のもう一つに住宅リフォームと空き家対策のことが出ました。これ全く目的が違う事業です。先ほど言いましたように空き家対策は外から人を呼ぶということです。 住宅リフォームになれば個人個人に対する町の補助金というのはなかなか難しいということを町長も言っておられます。私もそうだろうというふうに思います。その中には材料とか県産材を使うことによって補助はあります。そういった中で対応していただくのが町民の方へのお願いではないかなというふうに思います。

それから、小・中学校の無償化です。これについてはこの間、新年度予算のときですか、大山町、これ議員が反対しました。否決になっております。そういった状況は何かというと、やはりいつも教育長が言われます親の責任、そして学校の責任、教育委員会の責任、これをやはりある程度線引きをする必要があるということだと思います。なので、その代替というわけではないんですけれど、教科書を無償化を3年生までしておられます。そういった目に見えないところで保護者の方々をしっかりと支援をしている。給食も全てではありませんが、町もやはり支援をして子供たちが毎日食べているということです。その無償が本当にいいのか、その辺はしっかりとこれからも検討していろいろ討論もしていかなくちゃいけないというふうに思っています。

そういった面からして、私は賛成、内容的には先ほど長束議員言われました。全体的に非常に整った決算であるということも含めて賛成の討論といたします。以上です。 (「休憩動議、賛成して」と呼ぶ者あり)

○議長(景山 浩君) 休憩します。

午前9時45分休憩

#### 午前9時48分再開

○議長(景山 浩君) それでは、再開をします。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 議案の第56号の令和2年度一般会計決算に反対をいたします。 決算の内訳等については議員のほうからも出されました。今回の令和2年度の決算は、私も決 算が出てみて驚いたんですけども、補正等や複合施設の建設問題で、従来の決算、予算よりも2 0億以上、28億多い超大型の決算になったんだなということを振り返って思いました。相次ぐ補正予算の中でのコロナ対策等で、審査したり決定してきた結果の数字だというふうに考えています。この中でも、やはりコロナ対策でいろいろ意見出ましたけれども、コロナ対策についての十分、不十分さはあると思うんですけれども、やってみて項目の中で適したものであったかどうかということの検証は今後について必要だというふうに考えています。

私は、まず1点目に、今回の決算で反対理由が5つあるんですけれども、思ったのは、例えば キナルなんぶがいけないのではないですけども、大型施設って、南部町は他に比べて管理する施 設がすごく多いというのを以前から聞いていました、出入り業者等も言っていました。お金の使 い方で、建物を建てる費用で起債も絡んでくるんですけど、そのことが今後というかこれからと か、今までもそうですけども、今までの町財政やほかのところにどのような影響があるのかとい うところを見ないといけないなというふうに考えていました。

そこでやっぱり出てくる一つというのは、特に令和2年度、会計年度任用職員の導入が決まった年です。このために決算としては前額より人件費が1億3,000万ほど増えて、今までの非正規雇用の職員たちの若干の修正ですよね、そこをしていくという名目で国が動いてきて、同一労働同一賃金と言われる中で、様々な問題があるけれども、人件費が増えたというのはこの決算上でも事実だし、その分の何らかの改正されたということは私も認めているところです。

でも、その中で南部町を見た場合、正規職員が127人で、人件費が8億9,000万円近く。 会計年度任用職員というのはフルタイムが60人、パートでは128人と出ていました。この合 計金額が約2億5,000万円です。この数字を見て思ったのは、役場の業務、いわゆる公務、 行政の業務というのは職員とこのような多くの会計年度任用職員に支えられているのだなという ふうに感じました。会計年度任用職員のほとんどが女性ということです。

これは一つには、職員の127人をどう見るかですが、毎回言っていますが、若干増えたとはいえ、お隣の伯耆町に比べて7人から8人正規職員が少ないという数字が、令和2年度の県の指標の中でも数字が出ています。これは合併を前後して、地域振興協議会をつくるときに、合併後2つの町が1つになって職員が増えてくるので、減らしていかないといけないけれども、1人の公務員の給与で、何人かで振興協議会つくっていけるようにということをやってきた。それがそっくりと職員の数字が他町に比べて低いという数字で出ているのではないでしょうか。これは町だけでできることではありませんが、町の努力としては少なくとも他町に見合うような正規職員の増を図ること、そして会計年度任用職員のことも委員会の中で、各課で話を聞き取って審査してきたのですが、それ以前に非正規雇用で働いていた方が何年も勤めている。こういうことを考

えた場合、この是正にやはり動くべきではないかというふうに考えています。

例えば会計年度任用職員等の正規雇用の道を開くこと等々を考えていくことが大事ではないでしょうか。御存じだと思いますが、会計年度任用職員の給与というのは正規職員の初任給を超えてはいけないということになっていますから、幾ら働いても頭止まりになってくるわけです。このことが皆さんの言っている格差を直さないといけないということに本当に応えているのかという点でいえば、一番の責任は国にあると考えていますが、当面、該当、直にいます町も考えていかないといけないことだというふうに考えています。とりわけ中身見たらよく分かるように、教育現場での女性職員にこのことが多いということも指摘しておきます、改善すること。ここでつなげて言えば、建物を建ててもそこで働く人たちの待遇がしっかり保障されなければ、未来につながらないのではないかということも肝に銘じておきたいというふうに考えています。

2つ目の問題は、施設が多いという、よそからも指摘される町の公の施設の指定管理事業の問題です。これは地域振興協議会のこととも関連してくるのですが、地域振興協議会に多くの建物を指定管理させています。私は、本来の指定管理、行政が行う指定管理とは何かという原点に立ち返っての見直しをすべきではないかというふうに考えています。少なくとも、今、振興協議会が入っている建物については、指定管理が必要なところは残しておくにしろ、あと例えば南さいはくで数多くの、両長田ふれあい会館とか青年の家とかありますが、そうすることが適切なのかどうか、町が一括管理をして維持管理費を払っていくし、それ担当の職員を置くことのほうがはるかに財政的にも、そして時間的にもロスがないということは明らかではないでしょうか。これを何回も求めていますが、この指定管理の在り方を見直すべきだというふうに考えています。

それと、指定管理事業の中で言えば、何でも指定管理をしているわけではなく、公の施設で働いている人のそこでの人件費、待遇の問題も町の手のひらに乗せないといけないのではないでしょうか。ここをつかむことをされていません。私は、本当に町の仕事に責任持つというのであれば、行政の責任で行っている公の施設の中での仕事というのは公の仕事になってくるわけですから、そこで働いている人の待遇をも町が掌握し、それについての指導、ないしは適切な支援が必要だというふうに考えています。そのように直していただきたいということです。

ここで指定管理と施設の問題で一言触れておくのは、これは指定管理ではありませんが、イノシシ解体施設の問題です。緑水園にお願いしてるとはいえ、年間 4 9 8 頭のイノシシが捕獲されている中で、あの施設で使ったのは年間たったの 8 頭です。誰が見ても有効に使えていると思わない。ここ数年こういうことが続いておきながら何ら改善されていない。その結果、猟友会と町との良好な関係も崩れてきてるというのが現状ではないでしょうか。町政の一番は、町長は住民

からの信頼だと言っています。小さなことでもその信頼に応えていくことが求められているのではないでしょうか。なぜかといえば、そこにはお金を使っているからです。人の配置が問題であれば、できるときから維持管理費や人件費をどう考えているのかということになるのではないでしょうか。そういうことを考えれば、決して小さな問題ではなく、まして環境問題といえばこれらの支援が必要だということを考えると、即刻イノシシ解体施設の在り方と運営方法を考え直さないといけないということも指摘しておきたいと思います。何回も同じこと言ってて、住民から見たら町と議会、何してるのかというふうに思われてると思います。

3つ目の反対意見は、いわゆる生涯活躍のまちですよね、CCRC計画で出てきた計画です。これはいわゆる創生交付金を国からもらうに当たっては計画を立てないといけない、よそと同じようであってはいけないということで、当初、苦心してのCCRC計画だったと思うのです。その当時は、どこの町村もこのお金をもらうことによって、なかなか使いにくいお金で、自分たちの思うような計画どおりにならない。果ては、補助金など見るとそのお金が全部国とつながっていて、国が指定する業者のところにお金を持っていかないと進まないという現状が全国各地で指摘されてきたわけです。南部町はこのCCRC計画の下で空き家対策、それから空き家対策はまちづくり協議会等での計画でした。あと、JOCAの参入ですよね、これもまちづくり協議会のメンバーの一員であったJOCAの方々に協力してもらってまちづくりしていこうという計画であったと思います。私は、この在り方も今の地域再生推進法人ができてくる中で、本会議の当初でも言いましたが、町とともに協働してまちづくりしていくというのであれば、その目的と計画と何をするのかということと、財政的な支援も含めてしっかりと計画を立てて住民に説明すべきだというふうに思うんです。

とりわけこの地域再生推進法人の支援の仕方ですが、一つはデザイン機構と、もう一つのスポ netなんぶは、地域再生推進法人にしようとしよまいと、町が100%お金を出してつくったんですから、補助があれば町が支援していかなければ成り立たないということ明白ですから、ここでの支援の問題と、今度まちづくりの中でCCRC計画に基づいて町に来られた法人をつくっておりますJOCAとの支援の方法が違ってきて当たり前だというふうに考えているわけですが、その辺の計画や見方についても出てこないというのは、やはり住民には納得し得ないことではないかというふうに思うんです。真によそから来られてここで努力してくださろうというJOCAの方々が住民に受け入れられる、このことを考えるのであれば、その体制を整える一番の責任は、私は町にあると考えています。このように住民の中から、そして議会からJOCA等に対して、地域再生推進法人に対して今後のお金の使い方どうするのかという声が出てるときにきちっと応

えることが応援することになっているのではないでしょうか。その批判をしているところに矛先を向けるのではなくて、その批判を解決するためにどう動くかというのが今、町が求められてると私は考えています。そういうところを真摯に動いて答えを出していただきたいというふうに考えています。

4点目は、地域振興区制度の見直しです。これは地域振興区制度とか振興協議会をやめろと言っているのではありません。もう十数年続いてきて、住民の中に一定定着しているという声もあるし、それも事実だというふうに私たちも考えています。しかし、現在、年間6,800万円を超える振興協議会への交付金と報酬、支援事業の問題、その金額や人材配置が住民の今、声に応えられているかというところからの再検討が必要ではないかと思うのです。

この間、いわゆる仕事になる、収益を上げる地元の商品、地元で作られたものを使って、特産 物を使って商品化していこうということについては、振興協議会はもうけることができないので、 社団法人、法人等目指すことを町はお願いしてきたし、そういう計画でしてきたと思うんです。 私は、もうけになるかならないか分からないところで計画を立ててるもんですから、全て今まで の計画は補助金をもらおうと思えば、3年後、5年後に自立して独立するという計画を出さなけ れば通らないと思うからそういうのつくってくると思うのですが、残念ながら個人が、個人の優 れた商品開発能力を持ちながらしていくのには、細かく、周辺住民が集まっていろいろ知恵を借 りながら成功していくってなかなか難しいわけです。結果として、黒字になるといいながら3年 たっても5年たっても赤字が続くという状況が続いてきたというのが現状じゃないでしょうか。 それをつくらせて一般社団法人が赤字になったときにどうするのか、このことも町に全く責任が ないとはいえなくなってくると思うんです。そういうことを考えたときに、地域振興協議会の在 り方と特産物を育てるやり方をどうしていくのかという問題を少し切り離して考えていき、地域 振興協議会についてはこれまで同様、町の下請ではないかと言われている仕事をどうするのかと いう問題、地区公民館がなくなった今、社会教育としての公民館教育をどうして、社会教育をど う進めていくのかという地区公民館の役割の問題、それからボランティア等の問題をしっかりと、 どこにお金と人材を割いて、どういうところを削っていって、今後、買物難民とか交通手段を求 める声に応えていくのか、周辺整備や道路の草刈りにもお金がかかってくるとこに応えていくの か、そして中山間地での高齢者の独居、そして住まいの問題に地域振興協議会と町がどのように 応えていくのか、課題がいっぱいあると思いませんか。そういうことに応えていくためにも、私 は地域振興協議会の制度とお金の使い方を見直すことを強く求めたいと考えています。

最後には、この令和2年度には町に4つある保育園のうち、この今、指定管理に出している保

育園の施設を老朽化しているということで建て直して統合、そしてこの運営を直営か、公設民営か、公設公営か、こういうことを考えようということを令和 2 年度から動き出しています。

私は、保育の子ども・子育て支援計画ですか、あれを見させてもらって、アンケートの中に出ていた保護者等の声から、保育園問題に対して何一番心配してるかというと、保育士の確保の問題だって一番に上がってくるわけですよね。町も一番の問題は保育士の確保だと言っているわけです。こんなに明らかになっている保育士の確保計画を国は、一番には国に責任あると思うのですが、そこをまちづくりの一環として位置づけて、それをどう解決していこうかというふうにどうして動かないのかなと思ってずっと不思議でなりません。

保育園の統合、民設民営化の動きがありますが、町長はこのような、毎日子供が通って、ほかの施設を比べても小学校や中学校同様に毎日子供たち通ってきて、そこに子供たちを相手に働く貴重な専門性のある保育士さんがいるところを安易に統合するかどうか。補助金が来ないので、建てるときに、民営化のほうがいいのではないかと、このような短絡的な言い方でこれを民設民営にすることのほうがいいのか。ここに一番欠落しているのは、南部町では子育てや子供たちをどう位置づけて、この保育事業をどう位置づけて町が責任持っていくかというとこが一番欠落しているのではないでしょうか。

もう少し言わせていただければ、建物は建てるけれども、大きな、もしかしたら統合していいものができるかもしれない。しかし、そこの保育士の待遇は、民営化になった場合は、出ていますが、町の保育士とも今、歴然と差があるわけです。女性の専門職のあるいうような仕事を、賃金格差がこんなに言われている中でも、あえて民設民営を選ばないといけないという理由はないはずです。私は、町が責任を持って、とりわけ町長がこのことに対して人ごとのように統合は子ども・子育て会議に結論を出していただくとか、行財政審議会に民設民営の声を働きかけて、そこの結論待っているとかしてやってるやり方は、私は町として子供たちをどう育てていくのかという責任ある立場だといえないということを厳しく指摘して反対をいたします。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号、令和2年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いた します。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第57号

○議長(景山 浩君) 日程第4、議案第57号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第57号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見がございますが、保険料が高い。格差が広がる中で所得の低い世帯の暮らしはま すます苦しくなっている。公共料金もそこに加担している現状があるので、その是正を求めて反 対する。

賛成者の御意見でございますが、コロナの影響で赤字になるのではないかと心配していたが、いろいろな施策でプラス会計となった。また、繰入金についてもイレギュラーかもしれないが、 国保会計を維持するためにはどうしても必要であったので賛成する。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

〇議員(13番 真壁 容子君) 議案 5 7 号の令和 2 年度の国保会計の決算に反対をいたします。

今回の国保の決算、歳入が13億2, 951万円、歳出1362, 3007円、差引き6507が出ておりますが、実質単年度収支は赤字の、三角の5277万7, 0007円、こういう数字が上がってきています。中を見ると、思ったよりは保険給付費が、当初予算が、予算で立てたときに9667, 5737ですが、それが約4, 2007万ぐらい減って9663, 0007万近くです。

私は、この今回の国保会計は、何よりも大分努力してくださって 5,000万円を入れるとか、いろいろ今後のことも考えて上がらない工夫をしてくださるということについては評価をしてるところですが、国保全体を見ると国保税が住民の所得に対して高過ぎるという点です。

令和2年度の1人当たりの保険税額は10万を超えて10万8,008円、これは医療、後期、 介護分ですけれども、そういう数字が上がっています。今回、国民健康保険税の所得階級別世帯 加入人員世帯数と滞納世帯数という資料を出していただきました。加入世帯1,433世帯に対して1人加入世帯が807世帯と、半数を占めてくるわけです。国保の税の仕組み上、この1人の加入世帯の重税感が大きいというのも、これは担当課も御存じだし、指摘されているところです。なぜかというと世帯割と個人割が来るからですね。ここでも1人加入世帯が807世帯のうち、滞納世帯が33件、全体の66件の半分が1人加入世帯になっているわけです。

高過ぎる国保の一番の原因は、国が本来の負担割合、補助金ですね、当初できたこの制度上のとき、総額給付費の半分は国が持つと言ってたことを、それを何だかんだと言いながら1回目は総医療費じゃなくて、今度支給額ですね、7割ですね、それの半分にするといって引き下げてきて、あと社会保障費の伸びをとどめるためにといって様々なお金の出し方をして、国は出しているというのですが、これは平成29年度、一番新しいのが29年でした。鳥取県国保の収入、県国保になりましたからね。そこで見たら、収入の状況では国庫支出金というのは全体の20.71%です。この国保の制度ができた当時の50%から20%に下がっている、これが一番大きな国保税が高過ぎて払えない原因だというふうに思えてなりません。この国に対して国庫支出金等を増やすことは、全国知事会も1兆円のお金を示して出せと言ってきたところですが、その3分の1しか出さないもんですから、なかなか住民の実態に合った国保税や料になっていないというのが現状ではないかと思うのです。第一義的には国に対して国庫支出金を増やすこと。

第2点目には、大変ですけれども、今、本来であれば県国保になったのですから、県が全部で出している県の支出金というのは4.25%にすぎない。これは、東北などはこれを持ち上げて10%、15%にしてるところもあるわけです。県に対して、県がするのであれば幾らかの補助金の上乗せをしてくださいと言うべきであるというふうに考えています。

3点目には、そしたら市町村どうするのか。一番よく見えて、住民の暮らしが見えている市町村については、一体どのように制度改革をすれば住民の負担が少なくなるのかということを考えていくならば、一番には国保税の全面的な引下げですが、その中でも1人加入世帯の問題で国保の仕組みそのものを、税の仕組みそのものを変えていく、ないしは今、よく言われている、今度制度も変わりますけれども、子供の人頭割をやめていくという問題、半分とかするのではなく、そういう問題もあるというふうに考えています。

それと、最終的な手段として、もし基金がなければ、前回も、今やったと思うんですが、一般 財源等を投じて国保税を引き下げることが求められてくると思います。国保税に一般会計から入 れるというのは、これは国保は最後の手段であって、これが行政ですね、国はもちろん、国と地 方自治体が共同して責任を持つという内容だからです。これが国民皆保険制度を支えてるという のであれば、町の努力も必要だというふうに考えています。執行部が作ってくださったこのよう な滞納世帯数の表とか見ながら、南部町にとってはどのような制度が今求められているのかとい うことを真剣に考えていただいて、住民負担を軽減するために頑張ってほしいということを指摘 して反対いたします。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。7番、白川立真君。
- ○議員(7番 白川 立真君) 国保会計というところで賛成討論をさせていただきます。

先ほど来、真壁議員からもいろんな制度的なお話も出ておりました。春、予算というものを組んで1年間それを運営してみて、その結果どうだったかという決算というところで見ますと一生 懸命私は頑張っていただいたというふうに思っています。

ただ、一般会計のところでしたか、5,000万円のお話が少し出ましたが、これは他の会計とは全然違う性格を持ってる国保会計です。もう苦肉の策だったというふうに捉えております。今日は決算ということなので、5,000万だけではなくて、もっと全体を見る、いわゆる視野狭窄にならずにもっと全体的に見ていくと、なぜ国保がこんなに高くなってしまったのか。もちろん構造的な話はあって、これ真壁議員も先ほどおっしゃいました。5,000万については真壁議員も了解をしていただけるんじゃないかと思っておりますけども、この構造的なもの、いわゆる医療需要の高い世代が多くを占めているという部分と、年金生活者とか所得の低い方がまた多くを占めているという、そういう構造的なもの、そして例えば協会けんぽみたいに会社が半分払ってくれるとか、そういうことがないわけです。そういう構造的なことが大きなテーマにはなっております。

しかし、国保の場合は、例えば予算を組んでもう予算がないから、私が例えばがんになっても、 白川さん、もう病院に行っちゃいけないよって言うことは、これはできません。ですが、ぎりぎ りの医療給付費の見積りというのはもうかなり厳しくやっていかなければいけない。多く取れば いいというものではありませんね。そうすると被保険者の国保税が上がってしまいます。そうい うような課題がある中で、特にこの伸び続ける医療費を我々はどう抑えていけばいいのかという ところに絞っていかなければなりません。これは今、健康福祉課とか、特に保健師さんでしょう か、予防とか健康健診、要はみんなでいつまでも元気な体で過ごそう、病気にならない体をつく ろうというところに邁進をしていかなければならないと思っておりますので、今回の決算は認定 すべきというふうに考えております。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第58号

○議長(景山 浩君) 日程第5、議案第58号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第58号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございま す。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、被保険者のほとんどが年金生活者であり、年金は年次的に引き下げられ、生活の厳しさを増しており、負担軽減を行うべき。また、来年から窓口負担が増えるので受診控えが起こるおそれがあり、そのことが治療費増につながっていくことを懸念するので反対する。

賛成の御意見でございますが、負担軽減については7割、5割、2割軽減の制度がある。保健 事業が充実してきており、元気な老人が増えつつある。来年から窓口負担が1割から2割となる が、低所得者は1割負担のままであり、セーフティーネットは張られておるので賛成する。以上 でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 12番の亀尾共三です。議案第58号、令和2年度後期高齢者医療の決算について反対いたします。

先ほど委員長から報告がございました。いわゆるどういう状況であるかということがありました。委員会でも私、申し上げました。これは歳入の面で見ますと、1億4,800万からちょっと上回る金額であります。この後期高齢者医療保険の被保険者は、今年の3月末で2,050人、これが被保険者であります。

この中で、委員長も報告あったんですけど、ほとんどの方は年金受給者で構成されております。 年金というのは一定の金額があればいいんですけども、今の政府のやり方、だんだんだんだん社 会保障費は減らしていく、そういう状況で年次的に年金が下がっております。私自身ももらう年 金の受給が始まった時点から今比べますと減っております。しかし、これは特別徴収で年金の中 から自動的に保険料を引かれていく、そういう状況であります。そういう中からいいますと本当 に大変な状況だと思います。

さらに付け加えますが、委員長報告でありましたが、来年から窓口の負担が増えます。しかし、こういうことをやられると、今まで窓口負担が現状のままでも、それでも無理して頑張っておられたんですけども、今度負担が増えるってことについてはもうちょっと我慢するかというようなことになっていくと、病気が進んでいくということになると、結局医療費の負担が増えていくということになります。そういうことからすると非常に問題ある、この制度の改革も問題があると思いますし、私は負担を減らしていくこと、このことをやっぱりやるべきだと思います。よく委員会の中でもあったですが、この後で出ます下水道の問題でも負担軽減を求めると、じゃあ、どうするのかという声がありますが、私はそれについてはやはり町の一般財源の中からその中で補塡していくということをすべきだと思います。

もう一点は、以前から何回も申し上げておりますが、県が会計を一本化にしたために審査はこの議会の中で十分に被保険者の声を伝えることはできません。そういうことからいえば、やっぱり住民の声を深く捉えるということをやるんであれば、一本化にすることに対しても十分反映することができてるんだろうか、そのことに非常に疑問を覚えるわけです。そういうことを申し上げまして反対するものであります。以上です。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員(10番 板井 隆君) 1 0 番、板井隆です。私は、この議案について賛成の立場で討論 させていただきます。 この後期高齢に関しては亀尾議員、いつも反対ということで、内容的にも同じような内容の中での反対になってるんですけれど、確かに後期高齢の方々の負担というものは決して楽であるということは私も思っては……。楽でないということは思っておるし、やはり生活に負担を与えてるというのも、これも事実ではないかなというふうには思いますけれど、ただ、まずは先ほど、来年の10月からですか、200万円以上、所得の方が、窓口負担が1割から2割に変わるということで反対と言われましたけど、この決算には全く関係のないものであって、今後のことであるというふうに思いますので、それはこれからしっかりと皆さんでまた執行部とともに協議をしていくべき。ただ、法律でもう決まったものはなかなかじゃあ、南部町が言ったからって曲げるものではないというふうに思うんですけれど、その辺については対応していくしかないのかなというふうに思います。

なぜ、その200万円以上の方が2割負担になったのかというところも併せて知っておかなく ちゃいけないところなんですけれど、今、私たちの中であと2年、3年しますと団塊の世代の方 々が後期高齢に入っていきます。後期高齢に入るとどうしても医療負担がどんどん増えてくる。 これは後期高齢になった方の税金だけでそれを解消しているわけではなく、それから若い方々の 協力を得ながらその負担の中で、それで対応をしていってるわけです。

その今の状況からいえば、私たちが若い頃は二、三十人で1人の高齢者の方を見ていた。細田議員がちょうど言っておられたんですが、胴上げ方式で、これからは本当に1人でその高齢者の方を見ていかなくちゃいけない肩車状態、方式になっていくというのが見えております。やはりこれは少子高齢化がどんどんどんどん進んでいっているというのが大きな原因で、やはりそれに対応していくというためには、皆保険は皆さんで……(「後期」「後期だ」と呼ぶ者あり)ごめんなさい、後期高齢もやはりみんなで支え合っていく、その中で若い方ばかりに負担を持っていくのではなくて、やはり自分たちもそれを背負っていく責任もあるのではないかなというふうに思います。そのためには私たちも含めて日頃から運動、それから健康に十分留意しながら、しっかりと健診も受けて、体が元気で長生きをするというのが一番のこの解決方法ではないかなというふうに私は思います。そういった意味も含めて、この議案の第58号について賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。(「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり)

〇議長(景山 浩君) 休憩ですか。(「はい」と呼ぶ者あり)休憩します。

午前 1 0 時 2 9 分休憩

午前10時30分再開

○議長(景山 浩君) それでは、再開します。

次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 後期高齢の医療特別会計、令和2年度の分に反対します。

委員会では特に課長に来てもらったんですけど、今回、御存じのように後期高齢者の医療というのは特別徴収、普通徴収あるんですけども、普通徴収になるのは年金額が月1万5,000円以下なんです。そうですよね、介護保険も一緒で。

これは監査の資料で話ししてたんですけども、今回、収入未済が、過年度が7976, 000 円に対して今年度は6577, 000 円と、以前よりも多くなってるわけですよね。やはり私たちが一番見ないといけないのは、この制度の中で、その制度で苦しんでいるところがどこで、行政や公の手当てが必要なのか、公共料金が本当に的確なのかどうかということの審査をしよるわけですよね。その中で6577, 000 円の収入未済が出てきたときに、いろいろ途中で忘れる人もあるんだけども、やはり低所得者の中の方もいらっしゃるということだったわけなんです。

御存じだと思いますが、後期高齢の制度ができるときは、これ差別医療だということ大分言われたわけですよね。75歳だったら医療費の点数が下がったりすることが、本当に高齢者って高齢になってきたら病気するの当たり前やのに、医療費を削減をそこにしわ寄せして、そういうやり方がいいのかっていうとこで、本来、どこでも国の在り方として、高齢者に対してこのやり方でいいのかという賛否両論があったわけですよね。

私、何で反対討論をせんといけんかと思ったときに、これから若い人が減るので1人が1人の 高齢者支えんといけんというようなこと言いますが、社会保障費やこのお年寄りを負担させる介 護保険や後期高齢者のときだけ若者が少なけりゃ支えんといけんというんであれば、国全体の予 算見ながら、若者が減ってくるのに、ほかの予算を増やしてるところに何で言わへんのかなと思 って不思議でかなわんのですよ。

例えば今言うと怒りますけども、人数が少なくなってきても軍事費増やしとったら1人当たり増えてくるんですよ。だから私たちは、審査してるのは、国の制度の中でどのようなことが町の中で住民に起こってて、そこを改善させていく点は、これは党派を乗り越えて意見を言っていくという姿勢でなかったら、私たちが議会で何を審査してるかということにもなってくると思うんですよ。そういう意味でいえば、今回の後期高齢者の医療特別会計については、毎回同じようなことを言って反対してると言いますが、そもそもこの差別的な後期高齢者の医療の制度そのものに、私たちは元に戻すべきだと言っておりますから、同じようなことを言っています。

とりわけ今回、最初の本会議でも言わせてもらいましたが、このような公共料金の未収問題は何を言ってるかというと、町内での所得の状況や、何が苦しくなってきているかということを反映して警鐘しているんだというふうに考えています。安易な、収入未済がこれだけでどうのこうのではなくて、これが何を示しているのかということを私たちも考えながら、この金額が妥当なのか、もしほかに救済策があればできるのではないかということやっていくことが、今、求められているということを言って反対をいたします。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 11番、細田元教君。
- ○議員(11番 細田 元教君) 細田です。議案第58号について、賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員、真壁議員のほうから反対のこと言われましたが、この高齢者医療、75歳以上、もう10年以上たっとるかな。もう市民権を得ている問題で、もう今回でも収支バランス、収支はプラスになっております。結局、団塊世代の人がもうだんだんとそろそろ後期高齢に移るようになりまして、元気な老人が増えてまいりました。医療費もそれなりに今、減っておる感じでございます。

その中で、今回の問題になったのが、今、真壁議員が指摘されました未収金が結構県下の中で多い。ワーストスリーの部、入っちゃうんかな。担当課が仕事してないとは言いませんが、ちょうどコロナの関係で大変だった中で、今、低所得者って言われましたが、中には低所得者の方がございますが、この後期高齢になったときの年金の天引き、特別徴収のときのタイムラグがございまして、それはもう引かれてる、75歳から後期高齢になって年金から引かれるというのは皆さん御存じだったんです。それ75歳になって、もう引かれてるもんだと思った人が多分にたくさんおられて、そのたしか1回か2回普通徴収でせないけんことになっちょうの。それが何か忘れられたのが案外上がってるということがありますので、さほど問題ではないですけど、びっくりされたのは本人さんやちでございますが、前から言っておられますこの75歳で区切るのおかしいだないかと言われましたが、もうこれは市民権を得て、やっぱり保険制度ですので、高齢者みんながお金出し合ってでも健康で長生きして、かからんようにいうことでございまして、あと社会保障の問題言われましたが、これは国が考えることでございまして、町で頑張ってもなかなかできんことですが、町は保健事業を力いっぱいしていただいて、元気老人をつくっていただくということが大きな目的だということでございまして、今回のこの58号については至って問題はないという感じで賛成いたします。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第58号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

## 日程第6 議案第59号

○議長(景山 浩君) 日程第6、議案第59号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出 決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員会委員長、仲田でございます。 議案第59号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第59号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを 採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第7 議案第60号

○議長(景山 浩君) 日程第7、議案第60号、令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。 予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第60号、令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでござい ます。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第60号、令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開は10時55分といたします。

午削10時40分休憩

午前10時55分再開

○議長(景山 浩君) 会議を再開します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 先ほどの令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計で私が発言をいたしました低所得者65万7,000、後期高齢者の現年度、未収の分は低所得者がいるっておっしゃった。私、低所得者の5人って書いてあったんですけども、先ほど課長の指摘を受けまして、確かに委員会の中ではこの5人のうち低所得者はいないということを聞いておりましたので、おわびして訂正をいたします。どうもすみませんでした。

日程第8 議案第61号

○議長(景山 浩君) 日程第8、議案第61号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員会委員長、仲田司朗でございます。議案第61号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。 表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、分担金が滞納となっている問題を指摘して反対する。滞納となっていることをこのままにせず、行政の責任で対応すべきで、その是正を求めて反対する。

賛成の御意見でございますが、分担金は事業開始当初には一括支払い30万円、3年間の分割 払いで31万円という制度があったが、その制度は既に終わっており、現在は加入金として35 万円を一括で支払う制度となっているので賛成する。以上であります。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

〇議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾共三でございます。議案第61号、令和2年度農業集落排水 事業決算について反対するものであります。

反対理由は、歳入総額が2億4,062万3,624円、歳出の総額が2億4,047万1,568円で、歳入歳出と実質収支額は同額で15万2,056円、これであります。一般会計からの繰出金は1億101万2,313円でございます。接続は1,536戸、未設置数は129戸、接続率が92.3%あります。2年度は9件でございました。農集分担金、当初は一括で30万円、ただし分割は3年間までとして31万円。その後、条例改正によりまして現在は35万円であります。使用料徴収率、現年99.1%、過年度24.5%。これは、この事業は、あとの浄化槽、そして公共下水もそうですが、共通しますが、河川の浄化に努めていることを重視して接続率を高める考えから、使用料軽減と接続分担金の軽減を求めて反対するものであります。以上です。

〇議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員(3番 荊尾 芳之君) 3番、荊尾芳之です。議案第61号、令和2年度南部町農業集落 排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものです。

この農集事業は皆さん御承知のとおり、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理 する事業です。農業用排水の水質汚濁を防止し、農村の水環境をよくするものです。南部町の重 要な施策方針にある里地里山を守っていく上でも重要な事業であります。

南部町では会見地区のほぼ全域、池野、鶴田を除く地域と、西伯地域では福成地域、大国地域でこの農集事業を進めております。下水道事業は、農集、浄化槽、公共下水道と3つの事業がありますが、農集はこのうちの45%を占めております。

決算書を見ますと、歳入総額は2億4,062万3,000円余り、そのうち一般会計の繰入金は1億101万少しです。使用料収入は7,216万円でした。総事業費の使用料の占める割合は29.98%、一般会計からの繰入金が占める割合は42%という非常に高い数字となっています。使用料の軽減というふうに言われますけども、住民の使用料の負担を抑えて町の貯金を多く出しているということです。この決算は住民のために必要な農業集落排水、十分に承認に至る決算だと思います。

先ほど亀尾議員から分担金のことも言われましたけども、これは分担金条例にのっとって行ってることでございますので、その辺は現状といいますか、もう既に分担金は滞納の分がありますけども、これについてはやはり滞納解消に向けて執行部も努力をしていただきたいと思います。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第62号

○議長(景山 浩君) 日程第9、議案第62号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳 入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員会委員長、仲田司朗でございます。議案第62号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。 表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、合併浄化槽は公共や農業と違って区域が限られている。特に奥部は高齢化も進み、水洗にする場合の宅内工事にお金がかかる。住宅リフォーム制度などをつくり支援していくことが必要であり、反対する。

賛成の御意見でございますが、河川の浄化、住民の生活環境を守る上で浄化槽整備事業は必要な事業であるので認定すべきであり、賛成する。以上であります。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

〇議員(12番 亀尾 共三君) 12番、亀尾でございます。議案第62号、令和2年度浄化槽整 備事業特別会計の決算に反対します。

理由は、歳入総額が5,564万9,945円、歳出総額が5,563万を上回っております。 歳入歳出差引き額と実質収支額は同額で1万4,980円、一般会計からの繰入金3,054万 5,855円、区域内の接続率が74.2%、使用料徴収率98%、過年度は27.4%であり ます。区域外の該当地は委員長報告でありますが、中山間地で高齢化であります。過疎率も進ん でおります。比較的そういう高い状況の地域であります。一般会計で討論でも触れましたが、接 続率を上げるには住宅リフォーム制度の確立を図ることが必要だと思います。

以前に、最近もあんまり変わってないと思うんですけども、実は子供や孫が都会の大学とか仕事に出ておって、盆とか正月とか帰るときに友達も一緒に誘おう思うんだけども、実は水洗化が進んでおらず、くみ取りのトイレなんでそういうことに連れて帰るのが非常に恥ずかしい。だから連れて帰らずに自分一人で、孫や子供たちは1人で帰っております。そういう声を聞きます。重複しますが、ぜひ宅内工事に何とか支援をすること、そのためには金額が少ないかもしれませんけど、住宅リフォームの制度をつくって、ぜひこの改修が進むように手助けをすることを求めて反対いたします。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員(8番 三鴨 義文君) 8番、三鴨でございます。議案第62号、令和2年度南部町浄化 槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場で意見述べさせてもらいます。 御承知のとおりこの浄化槽エリアは西伯地区の中山間地域でありまして、先ほど亀尾議員もおっしゃいましたけど、人口減少や高齢化が著しく進んでいる地域です。こうした地域では独居の高齢者の方も増えてきておりまして、今後のこと、先のことを考えるということで、浄化槽整備についてはもう自分一人だし見合わせたいというお考えの方もあると思っております。また、既に独自で単独浄化槽を設置されている方もあります。

そうした中で、私としてはかなりもう頭打ちの状況になってるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それでも年々少しずつでも整備を進められて、令和2年度では4基の設置、現在、接続率としては74.2%まで上がってきております。これもPR、推進してきた担当課の方の努力の結果だと思っておりますし、こうして着々と地道な整備を進めることは南部町全体の水洗化率を高めるためにも大きな成果ではないかと思っております。そういったことで、令和2年度浄化槽整備事業につきましては認定すべきと思い、賛成いたします。以上です。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

## 日程第10 議案第63号

○議長(景山 浩君) 日程第10、議案第63号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員会委員長、仲田司朗でございます。議案第63号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、加入率を見ると98.8%と高くなっているが、ぜひ100% を目指してやることを行政として力を入れてやるべきであり、反対する。 賛成の意見でございますが、加入率100%という気持ちは分かるが、個々に様々な事情があり難しいところもある。加入率に関してはかなり高いところまで来ていると思う。よって、賛成する。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

〇議員(12番 亀尾 共三君) ありがとうございます。12番、亀尾でございます。議案第63 号、令和2年度公共下水道事業特別会計の決算について反対します。

歳入総額は1億9,769万9,268円、歳出総額1億9,763万4,382円、歳入歳出差引き額、そして実質収支額、同額で6万4,886円です。一般会計からの繰入金は6,834万618円です。全対象の戸数は1,188戸、接続数1,154戸であります。接続率は97.1%。使用料の収入率は、現年度は98.8%、そして過年度は31.3%であります。この中の収入率が98.8%、非常に100%に近い額でありますが、これもやはりもっと他町村と比べると比較的使用料が、金額が高い状況であります。それについてはやっぱり使用率をもっと下げると、そのことを努めるべきだと思います。そのことについては、じゃあ財源はどうするんだということなんですけども、一般財源の繰入れをもっと増やすべきではないかと思います。財源については基金がございますので、その基金の中で何とか工面して都合していただきたい。

それで、いわゆる先ほど3事業に対して共通なんですけども、最初に申し上げましたように河川の浄化、これについては非常に貢献しているところであります。私の前にも溝川というか、農業水路がありますが、そこにも以前からやっぱり下水が入っていました。その中にいろんな藻がついて大変な水路だなと思ってたんですけども、いわゆる下水のほうの接続が進んだ状況で非常にそれが改善されてきれいな川になっております。よく見ますと、小さな魚、どういう種類の魚か分かりませんけども、泳いでる姿を見ます。シジミガイもたまには捕ってる人があります。そういう状況ですので、ぜひそのことを考慮されて、改善を求めて反対いたします。以上です。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

〇議員(3番 荊尾 芳之君) 3番、荊尾芳之です。議案第63号、令和2年度南部町公共下水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

数字については先ほど亀尾議員の言われたとおりでございますが、一般会計からの繰入金は全体の34.5%を占めております。使用料収入は事業の33.67%ということで、一般会計からの繰入金のほうが少し多いわけです。それだけ住民の方の使用料負担を減らして町からの補助金を繰り入れているということでございます。なかなか今、公営企業化ということも下水の中では進んでおりますので、今後しっかりこの使用料について、あるいは繰入金について議論が深まっていくんではないかというふうに思っております。

下水道事業、当然、河川の浄化や住民の生活環境の確保のためには欠かせないものとなっております。接続率も亀尾議員言われました、97.1%、ほぼ100%といいますか、現実的にマックスに近づいているのではないかと思います。引き続いてこの事業を進めながら住民の生活を守っていくべきではないかということで、この議案第63号に賛成をします。以上、賛成討論とします。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第64号

○議長(景山 浩君) 日程第11、議案第64号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計 歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第64号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第64号、令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

## 日程第12 議案第65号

○議長(景山 浩君) 日程第12、議案第65号、令和2年度南部町水道事業会計決算の認定 についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第65号、令和2年度南部町水道事業会計決算の認定について。

表決の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、水道会計のシミュレーションによれば、当年度純利益、資金残 高など順調に上がってくる計算となっている。その一方で、令和 5 年度には水道料金の値上げを 考えている。この値上げは本当に必要なのかということを指摘し、反対する。

賛成の御意見でございますが、城山配水池の修繕が必要であることや、また、突発的、緊急的なものもあるのでシミュレーションどおりにはならない。コロナの影響を加味して使用料減免措置をするなど、住民側に立った会計だと思うので賛成する。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員(2番 加藤 学君) 2番、加藤学です。議案第65号、令和2年度南部町水道事業会 計決算の反対の立場から討論させていただきます。 令和2年度の資本的収支計算表、これのうちの資本的収入、これが令和2年度では4,850万6,000円、そして資本的支出合計のほうが1億4,597万円。また、資金残高計算書のうちの資金残高、これが2020年で2,272万1,000円、そして企業債残高計算書の中の企業債発行額、これが3,320万円、そして企業債残高が8億642万6,000円。

まず、これらのうち資金残高計算書の中の当年度純利益、これが2020年は1,128万9,000円で、この計算書は2026年までありますけれども、この当年度純利益、これは確実に増えていきます。そして、当然ながら資金残高、これも2026年までずっと増えていきます。

その一方で、企業債発行、これに関しては 2 0 2 0 年が 3 , 3 2 0 万円なのに対して 2 1 年以降は 5 , 0 0 0 万、 4 , 9 9 0 万円、このほぼ同じ金額がずっと加算されていきますが、企業債残高については 2 0 2 0 年以降、ずっとこれは減っていっていきます。

それで、一方で資金残高、これが2020年には2,272万1,000円ありますけれども、これの資金残高が一体どれだけあればいいかっていう説明の中で、来年度の企業債償還分、これだけあればっていうことで企業債分はないといけないだろうという説明でした。来年度分の企業債の償還金分っていうのは多分、資本的支出の中の企業債償還金、これの令和2年度と令和3年度の差額分、もしくは令和3年度と令和4年度の差額分のことだと思いますけれども、この計算でいけば1,400万、もしくは1,100万が必要になるのではないかと思います。現在、2020年の資金残高が2,272万1,000円ありますので、これの分に関してはクリアするのではないかと思っております。

それと、予算決算常任委員会の中で令和5年度から値上げになるっていうふうな言い方をしたんですけれども、正確なところでは行財政審議会の中で令和5年度以降の水道料金について値上げが必要かどうかこれを審議するという、そういうことになるんだと思うんですけれども、私のほうは値上げが必要で考えるっていうふうに取っております。現在のシミュレーション、今、私が述べました限りでは令和5年度以降の水道料金の値上げが本当に必要になるのかということがちょっと分かりません。

それと、私のほうでずっと言っております太陽光発電の利益を水道会計の中に入れる、もしくは一般財源の中に入れてもう一度水道料金を元に戻す、このことをずっと訴えておりますので、 以上を反対の理由とさせていただきます。以上です。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 6番、長束博信君。
- 〇議員(6番 長束 博信君) 6番、長束博信です。議案第65号、令和2年度南部町水道事業

会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

水道事業の決算に関して一言述べさせてもらいますけれど、まず、水道事業は平時においても、 災害発生時においても、水道水を町民の皆さんに供給できるという姿、いわゆるライフラインの 構築の使命がございます。その水道施設の機能向上を図るために南部町としても、議会としても 積極的に取り組んでおるところでございます。

数字についてでございますが、議会の冒頭に監査委員さんの御報告でも述べられておりましたけれども、令和2年度の水道事業における収益的収支、収入予算額2億2,197万5,000円に対し、決算額2億1,635万5,875円で561万9,125円の減、収益的収支、支出では予算額2億1,411万8,000円に対して、決算額2億86万1,799円で1,325万6,201円の減となっています。資本的収支、収入予算額6,522万2,000円に対しまして、決算額4,850万5,689円で1,671万6,311円の減、資本的収支、支出予算額1億5,138万4,000円に対しまして、決算額は1億4,597万217円で541万3,783円の減となっています。

経営面での収入は令和2年7月から一般用の水道料金改定によりまして、給水収益が増加しております。一方、新型コロナがありました関係で、生活支援ということで令和2年7月分と9月分の基本料金の一律全額免除、こういうことを実施しております。これに伴いまして減収分が発生したわけでございますが、これについては町補助金、コロナ対策の関係ですが、1,566万8,950円を繰り入れて営業外収益、このようにして補塡をしております。

支出面においては、電力会社の電力のこの契約の電力費用契約の一部変更を実施されまして、 経費が前年度比で9.9%削減となっております。また、老朽管の補修工事は前年度が50件あったものが36件と少なくなって、前年度比14%減少となっております。料金の値上げと動力費用の減、それから修繕費用の減、これらによりまして当年度の純利益は1,128万8,534円となっております。

老朽管の漏水修理は今後も増加してくるであろうというふうに想定されますが、現在進めております円山地区漏水、非常に古いわけですけれども、円山地区で多発しておりました漏水は布設事業完了とともに、当たり前ではありますが、補修工事がなくなっております。この更新計画が次の段階へと順次進んで補修費用が激減することを願うものであります。

以上、事業内容の見直しや老朽管の更新計画に沿った事業消化を行うとともに、施設の維持管理など厳しい予算の中ではありますが、黒字に転換できたことは評価に値するものだというふうに考えます。不断の努力と苦労されている結果がうかがえる決算内容だと考えます。今後とも安

定した水道が町民に届けられることに期待をしております。

以上、決算について認定すべきものと判断し、賛成討論といたします。以上です。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号、令和2年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第66号

○議長(景山 浩君) 日程第13、議案第66号、令和2年度南部町病院事業会計決算の認定 についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第66号、令和2年度南部町病院事業会計決算の認定についてでございます。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第66号、令和2年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第14 議案第67号

○議長(景山 浩君) 日程第14、議案第67号、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決 算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第67号、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について。

表決の結果、全員一致で認定すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第67号、令和2年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第15 議案第68号

○議長(景山 浩君) 日程第15、議案第68号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第68号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第68号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第69号

○議長(景山 浩君) 日程第16、議案第69号、南部町手数料徴収条例の一部改正について を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇**予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君)** 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第69号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第69号、南部町手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第70号

○議長(景山 浩君) 日程第17、議案第70号、南部町児童厚生施設条例の一部改正につい

てを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第70号、南部町児童厚生施設条例の一部改正についてでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、現在、JOCA、青年海外協力協会ですが、デイケアを児童館で行っているが、公の施設が賃借できるのか指定管理の前段として疑問がある。JOCAの仕事と町の委託を受けるのがダブルワークになるからという理由で施設を指定管理することは理由にならない。よって、反対する。

賛成の御意見でございますが、この条例の一部改正は指定管理をすることができることのみを 規定するものであり、その後のことは指定管理候補者選定委員会なりで諮ることである。よって、 賛成するということがあります。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の議案、南部町児童厚生施設条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

先ほど委員会の中での討論の趣旨ですけれども、一つの内容についてはそれが、指定管理ができるのかという点については、それは契約等もあって確認をしてきたところです。

反対の第1は、やはり児童館ですよね、これは条例にもうたわれている、児童に健全な遊びを 提供するとともに、児童の健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的としてってある、 このような厚生施設が指定管理にふさわしいかという点で一つやはり疑問があるという点です。

指定管理の原点に返って考えるべきだということも委員会でも指摘させてもらったんですけれども、指定管理の、町が行っていくとして公の施設ですね、それをしていくにはやはり財政的にも町にメリットがあることと、その公の施設を有効活用してサービスができるようにということの2つだというふうに考えていますが、今回の条例は、ほかの条例でもあるように「行うことができる」ということに変えていくだけだということの賛成討論でもあったんですが、現在の児童

館では、正規職員ではないですけども、会計年度任用職員という町の職員を配置して児童館を運営しているわけです。ここをこのように運営し、子供たちに責任を持つという町の姿勢が指定管理によってどうなのかというところも話がなされなければならないと思うし、この中にさっき言ってた児童館事業と、町がやっている、それからJOCAに委託しているカラフルという学童保育と、3つ目にはいわゆる放課後デイサービス事業ですね、障がい者の、この3つをやっているわけですね。3つ目については4月1日からなさっていて、これについては前者2つと性格が違うもんですから、年間12万ちょっとの家賃を頂くことによって運営するという取決めを町としているということも確認をしてきました。

私は、原則的にはこのように児童館ですね、子供たちの厚生施設等を、責任を持つ建物については指定管理にふさわしくないというふうに考えています。大きく見て、全体の事業としてもう一つ言えることは、例えば今回の放課後等デイサービスですけれども、これはあと補正予算のところで意見を述べさせてもらおうと思っているのですが、障がい者・児がいてて、それにサービスが必要なところをやっていくということには、町でそのようなことが提供できるというのは私たちも賛成をしています。障がい者への、旧来、措置であったのが、障害者自立支援法ができてサービスになって介護保険や保育園と一緒になった段階では、これが一つの利益の対象となってくるもんですから、ここで営利というよりは、そういう事業になってくるから家賃も頂くことになってくると思うんですが、そういうことを入れることによって町の児童館である性格がどのようになっていくのかということですよね。ほかのものとの整合性の割合とか、私はこの段階で町からの説明が必要だったというふうに考えているのです。仮にこれが通ったとしても、今現在行ってる事業や児童館の在り方について、町にこれからの説明を求めたいと思います。以上、反対いたします。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 11番、細田元教君。
- ○議員(11番 細田 元教君) 1 1 番、細田です。議案第7 0 号については賛成の立場から討論 させていただきます。

今、一番この条例の一番最初の出だしはやっぱりこの児童館を指定管理にすることができる、 要はできる条例の話であります。中身については真壁議員がるる言われましたけども、この公の 施設の児童館が本当にそういう指定管理で大丈夫なのかという心配なことは十分にあると思いま すが、その児童館について町の責任というのはやっぱり児童福祉法によって子育て、子供、保育 園も一緒ですが、これについてはやっぱり町が責任持つというのは大前提でありまして、それで も今の保育園も指定管理しておりますし、それなりに目が届いていると思われますし、あと中身については補正で言われてますが、この件に関してはこういう中身についてはありませんが、要はこの公の施設、児童館が指定管理に向いてるのかということですが、今までも伯耆の国に保育園を出しておりますし、そういうことで児童福祉法の大本であるこの子供子育てについては町が責任を持つと大前提がございます。これをもってでも指定管理してそれをきちっとできる、それをやれるということがありまして、そういう目配りしながら、この条例は指定管理はすることはできるという条例でありますので、そういうことを担保にしてされるということができるということで、賛成いたします。

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号、南部町児童厚生施設条例の一部改正についてを採決いたします。 委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第71号

○議長(景山 浩君) 日程第18、議案第71号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第71号、南部町営住宅条例の一部改正について。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第71号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第72号

○議長(景山 浩君) 日程第19、議案第72号、南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者 向け住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第72号、南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正についてでござ います。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第72号、南部町越敷野町営住宅条例及び南部町若者向け住宅条例の一部改正 についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

では、ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

 午前11時48分休憩

 午後 1時00分再開

 ○議長(景山 浩君) 会議を再開します。

日程第20 議案第73号

○議長(景山 浩君) 日程第20、議案第73号、令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第73号、令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)について。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見でございますが、コロナ交付金を使って森林公園キャンプ場サイトを増設する事業についてお金の使い方の問題を指摘し、また無計画であることを指摘し、反対する。

賛成意見でございますが、障がい児通所支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業、災害対策事業など、重要な事業の補正予算が組まれており、賛成する。以上であります。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の補正予算に反対をいたします。先ほど委員長がおっしゃったように、どの補正予算も住民生活に大事なところあるので、全部が全部いけないと言ってるわけではありません。

その一つとして反対する一つは、森林公園周辺管理事業の122万9,000円が出ているというところです。これは新型コロナウイルスの創生臨時交付金を充ててするということでした。説明では、いわゆるコロナになってアウトドアの需要が増えてきたので、たくさんの人が来てもらえて受け入れることができるようにキャンプサイト3区画を増設したいということでした。緑水園周辺については、コロナのお金で令和2年度に1,500万近くですか、バンガローを直すというお金、これもコロナのお金を充てて使っているわけです。

そのときと共通する内容で、金額は違いますが、共通する内容というのは、一つは緑水湖周辺の明確な計画ですよね、今後どうしていくのかという計画がある中でのいわゆる建設なり増計画を示さないといけないのではないかという点が一つです。その計画の中には、例えば指定管理費ですね、森林公園では年間483万出しているわけですよね。例えばキャンプサイト3区画増設することによって、現在、利用料金が全部を、いろんな施設使って年間の利用料が17万3.5

00円ですけれども、テントサイト1つ500円の貸出料だとすれば、どれだけの施設使用料が増えてきて、例えばそれが今度の指定管理料に反映、どんなふうに影響していくのかという問題や、この3区画を立てることによって人がどれぐらい増えてきてどうしようとしているのかって、そういうやっぱり計画が少なくとも必要ではないかというふうに思うんですよ。もし、立てておられるのであればそういうことをしっかりと議会に説明してくださる必要があるのだというふうに考えています。

コロナのお金を使っていくという点でいえば、もしかしたらコロナの交付金がこれだけあるから充当しようかということになったのであるとすれば、暮らしを守っていくというところから考えたらコロナの交付金の使い方はほかにもあるのではないかというふうに指摘せざるを得ないということです。人が増えるからって分かりますが、やはり計画の中で、今までも計画していて、それがちょっとコロナでも該当するのでしようかっていうのであれば、まだそれも一つの方法かもしれませんが、補正予算でこういうふうにコロナ対応で人が来るかもしれんのでこういうことしたいっていうことについては、やはり無計画だと言わざるを得ないという点で反対をいたします。

あと、反対ではありませんが、意見として2点付け加えておきたいと思いますが、一つは障が い児通所支援事業の483万5、000円の件です。これは放課後デイサービス等での支給決定 のものが増えたのでやっていくと。それで、これを見て多くの議員が思ったのは、やっぱり町内 での障がい者の様子を知らないなというところが一番だったんじゃないかと思うんですよ。補正 予算のたびに、いわゆる障がい児・者の支援事業の補正予算が上がってくるわけです。そのこと を私たちも一つ状況をつかめていなかった点とか、障がい者計画の中でどう位置づけられ、どん な事業が展開されるのかということが、私たちも持っていなければいけなかったとは思うのです が、こういうふうに出てくるという、今回も支給決定者が令和2年で11人から18人になった という点で、どのような状況の中で、例えば今まで使っていなかったものたちがどのように置か れてて、これができることによってどういうふうに子供たちをしっかりと受け止めることができ るのかということと、今後の計画ですよね、そういうのやっぱり要るんではないかと思うんです よ。なぜかというと、この措置費ではなくて、この障がい児の通所支援事業も介護保険サービス と一緒に支援制度が変わる中で、サービス事業として展開されることになってきたからです。そ の中では当然、町のお金も要るわけですよね。そういうときにうちの町としては、例えば介護保 険一つ想像してくれたら分かりますけれども、お金がかかってくる施設を建てるときには全体の 計画の中でどういうふうに位置づけるかということちゃんと話が出るわけですよ。そういうのが やはり措置費ではないことを考えますと、障がい児の通所支援事業等について、障がい児計画も どのような施設ができて、どういう需要があって、どこまで到達できて、財源としてどうなるの かという、これもやっぱり今からでもいいですから説明していただきたいというふうに考えてい ます。

もう一つは、配食を伴う見守りサービス支援事業で金額が 4 0 万ですね。これも本会議の質疑のとこで言わせていただきましたが、今回、提案理由の中に、この事業を立ち上げることで新規事業所の参入も期待できるというふうに書いておられます。そういうことで言えば、当初、ボランティアからどなたか募るとき、こういうふうな措置が要ったのではないかというふうに思ってるわけですよ。ボランティアをしてた金額で請け負う業者というのいませんからね。そういうことを考えたら、その見通しを持って配食を伴う見守りサービスを、こういうことにこそ業者支援のコロナのお金を使ってやっていくというのが一つの方法ではなかったかと思いますので、その点については努力していただきたいということを指摘して、全体として反対の意見です。

- ○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。
  - 10番、板井隆君。
- ○議員(10番 板井 隆君) 1 0番の板井です。議案第73号の一般会計補正予算について、 賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど真壁議員のほうから森林公園のキャンプサイトについてということでありました。私も 多分これが今回の補正の一番のネタなんだろうなと思って、昨日終わってから指定管理者である 南さいはくの協議会のほうに利用状況等々を聞きに行ってきました。

まずは、この新型コロナの感染の流行に伴って、こういった外での風通しのいい環境下でのレジャーというのが非常に注目を浴びております。また、昨今のキャンピングブームと相まって、キャンプ場のニーズが非常に高まっているというのが現状であるというところです。過去3年間の利用状況、それから利用の組数を協議会のほうで確認をしたところ、平成31年度が62組で586人、それから令和元年度、これはまだコロナがあれしてないときですけれど、139組で988人の利用があった。これが、キャンピングブームというのがこの数字の中に出てるんだろうなと思います。この令和2年度、このコロナ禍の状況の中においては225組で1,042人の利用があったというふうになっています。これは元年度と比べると組数は100組以上増えてるんですが、人数はさほど増えておりません。これはコロナ禍によって、これまでは子供会とかそういった団体で来て利用してもらっていたのが、今では来られるお客さん、利用者は家族の方とか、それから少人数での利用が大半を実は占めておるので、組数の割には人数が少ないという

のが今の現状であります。

それから、今、キャンプサイトの申込みなんですけれど、全国の予約サイトの組織であります「なっぷ」というところに森林公園も登録をして、そこから予約が入ってくるという状況なんですけれど、その予約管理というのはもちろん協議会が、そのホームページから検索ができて自分たちしか見れない予約状況なんかで相手の方に連絡を取ったりして利用していただいてるということなんですけれど、その予約サイトのところ私も昨日見せてもらいました。これは個人でも見ることができるんですけど、予約状況ですので。それが11月の末までは週末、要するに土曜、日曜、それから祭日の前の日なんかは全部もう既にキャンセル待ち状態でした。そのキャンセル待ちがどうでしたかと、今年度なんかどうだったんでしょうといえば、お盆とか5月のゴールデンウイークとか、そういったときには大体20組ぐらいの待ちがあるということで、それもキャンセルが出ると自動的に次の方に予約が回るようになってるそういった予約サイトなんですけれど、そういった形で漏れがないように、確実に利用者の方には来ていただけるようなシステムになっておりました。

協議会のほうで会長と話をして、僕たちはもうそういった状況が令和元年度ぐらいから分かっていたので、産業課のほうには何とか整備を、サイトを増やしてほしいということは要望として上がっていた。このたび、このコロナという中において外での環境のいいところ、どんどんお客さんが来るところを産業課のほうも見てもらってコロナの予算で整備をしていただくと。そこは僕らの頃には、実はシイタケの廃材をそこにばっと置いてカブトムシを育てたりとか、議長もそうなんですけど、していたところがちょうど広い場所があるので、そこを3サイト増やすというような状況ですので、やはりこれはまだしばらくはそういった関係からいけば、野外での利用というものはしばらくは続くだろうというふうな思いで賛成もしたいと思いますし、それから緑水湖周辺のにぎわいということも委員会の中で話が出ておりました。住民の方との連携といいますか、それはどうなってるんだということもあったんですけれど、やはりこれはまずはお客さんを緑水湖エリアに来ていただく、それをしないことには住民の方にも利益は伴っていかないというふうに思いますので、まずはこのコロナが終息した後にはどんどんお客さんに来ていただける体制整備をしておくというのがまずは大切なことなんじゃないかなというふうに思います。キャンプ場もあそこのバンガローの整備も、そういった意味からすれば必要なものではあったのかなというふうに思います。

そういったことを含めてこの一般会計補正予算についてはぜひとも賛成をしていただいて、森 林公園が一層にぎわいが創出できるようにお願いをしたいというふうに思う賛成討論です。以上 です。

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に反対の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、令和3年度南部町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。 委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(景山 浩君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第74号

○議長(景山 浩君) 日程第21、議案第74号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長、仲田司朗でございます。議 案第74号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございま す。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第74号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第22 議案第75号

○議長(景山 浩君) 日程第22、議案第75号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第75号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)についてでございま す。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第75号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)を採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第23 議案第76号

○議長(景山 浩君) 日程第23、議案第76号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

〇予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第76号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)についてでございま す。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第76号、令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)を採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第24 議案第77号

○議長(景山 浩君) 日程第24、議案第77号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第77号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)についてです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第77号、令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

#### 日程第25 議案第78号

○議長(景山 浩君) 日程第25、議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長(仲田 司朗君) 予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議 案第78号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第26 発議案第9号

〇議長(景山 浩君) 日程第26、発議案第9号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長(三鴨 義文君) 議会運営委員長、三鴨です。朗読して提案いたします。

.....

発議案第9号

# コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

> コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・ 社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度に おいても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防 災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障 等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に 実現されるよう、強く要望する。

記

- 1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同

額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に 税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

## 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、 経済再生担当大臣

以上です。

○議長(景山 浩君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める 意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

## 日程第27 発議案第10号

○議長(景山 浩君) 日程第27、発議案第10号、「PCR検査」の充実を求める意見書を 議題といたします。

提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長(三鴨 義文君) 議会運営委員長、三鴨義文です。読み上げて提案いたします。

.....

発議案第10号

#### 「PCR検査」の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙

# 「PCR検査」の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症は都心部を中心に、感染力の強いデルタ株による爆発的な感染が起こり、全国各地に感染が拡大してきている。医療崩壊が言われる中、救急搬送困難が相次いで報告され、「自宅療養」者が10万人を超え、重症者が連日過去最多を更新している。

このような中で、都心部での医療崩壊のための緊急対策を早急に確立し、「重症化」を抑える「治療」ができる病床の爆発的拡充は必至である。

同時に、全国各地で感染者が相次いでいる事態を打開するため、感染防止の基本とされる、検査、保護、隔離に立ち返ることが強く求められている。とりわけ、無症状でも感染するこのようなコロナウイルスに対応するには、何よりも、幅広く検査を行い、感染者を早期に発見、保護、隔離することの重要性は、専門家が当初から指摘していた。

都市部から地方への人流の抑制が効かない事態の中で、独自でPCR検査の拡充を図る自治体も増えてきている。また、デルタ株の年少者への感染拡大が指摘されるなか、学校、保育園等に検査の拡充を実施する地方自治体も増えてきているが、自治体の予算だけでは、抜本的な拡充策は限界がある。

感染者の増大は、重症者を生み出すと同時に、新たな変異株も生み出す可能性も指摘されている。感染拡大の防止は国民の命を守るだけではなく、人類のウイルスとの戦いにも貢献することになる。世界各国はそれらの責務を負い、日々、対策をとってきている。

政府においては、以下の項目について取り組まれるよう、強く求める。

記

- 1. 国の責任で、PCR検査の抜本的拡充をすること。
- 2. 感染者の「保護」「隔離」のための施設の整備を図り、医療機関への支援を強めること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

## 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当 大臣

.....

以上でございます。

○議長(景山 浩君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、「PCR検査」の充実を求める意見書を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

## 日程第28 発議案第11号

〇議長(景山 浩君) 日程第28、発議案第11号、新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長(三鴨 義文君) 議会運営委員長、三鴨義文でございます。読み上げて 提案させていただきます。

.....

## 発議案第11号

新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

――意見書の(案)を、これも朗読させていただきます。これも長いですけど、よろしくお願

#### 別紙

いします。

新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書(案)

コロナ禍における米の需要「消失」は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は暴落している。さらに緊急事態宣言の発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振で米価下落は収まらない状況にある。

南部町の主産業である農業の全耕作面積に占める水田面積の割合は81%で、そのうち主食用米が50%を占めている。コロナ感染拡大の需要減で、2021年産米概算金単価は前年比、1,000円~1,500円減で空前の大暴落となる見通しである。このまま3年連続の米価暴落となれば、令和3年度「南部町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」の取組みの目標もおぼつかない現状となり、多くの米生産者が意欲を失い、大規模経営でも米づくりから撤退することになりかねない。

コロナにより消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離するべきであって、稲作農家への収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)や資金繰り対策のさらなる拡大支援が必要である。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されている。かつてない危機的事態の中で、苦しむ国民と農家への支援のため、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められている。

以上の趣旨により、下記の事項を実現されるよう要望する。

記

- 1. コロナ禍で生まれた「過剰在庫」は国の責任で市場から隔離し、需要改善で米価下落に歯止めをかけ、稲作農家への収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)や資金繰り対策の更なる拡大、支援すること。
- 2. コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食糧支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。
- 3. 国内消費に必要のない外国産米(ミニマムアクセス米 現在 7 7 万トン)は、国産米の需給 状況に応じた輸入数量抑制を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

## 【提出先】

内閣総理大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、外務大臣

.....

以上です。

○議長(景山 浩君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、発議案第11号、新型コロナ禍による米価下落の支援を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

## 日程第29 発議案第12号

○議長(景山 浩君) 日程第29、発議案第12号、沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長(三鴨 義文君) 議会運営委員長、三鴨義文です。読み上げて提案いた します。

.....

## 発議案第12号

沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう 求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

――別紙、意見書を読み上げます。

.....

別紙

沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう 求める意見書(案)

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の 尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の 「沖縄戦国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた住民や命を 落とされた兵士の遺骨が残されており、その中には鳥取県出身者も含まれている。戦後76年が 経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用するということは人道上許

されるものではない。

よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

#### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、 防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当大臣)

.....

以上でございます。

○議長(景山 浩君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、発議案第12号、沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

日程第30 発議案第13号

○議長(景山 浩君) 日程第30、発議案第13号、新型コロナワクチン・治療薬の早期開発

・承認をはじめとした薬事行政の改善を求める意見書を議題といたします。提案者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長(三鴨 義文君) 議会運営委員長、三鴨義文です。

.....

#### 発議案第13号

新型コロナワクチン・治療薬の早期開発・承認をはじめとした 薬事行政の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年9月22日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

別紙

新型コロナワクチン・治療薬の早期開発・承認をはじめとした 薬事行政の改善を求める意見書(案)

一昨年末に新型コロナウイルスによる感染症の発生報告があって以来、今日まで、未知のウイルス症への不安、実際の感染拡大による健康被害や日常生活への制約、経済活動への悪影響などが長期にわたり続いており、更には感染終息の兆候も見られていない。

この感染症に対しては、現在とり得る対応策はワクチンの早期接種以外にはほとんど無い。ところが、国産ワクチンが無いことから、接種開始時期や初期の接種率は諸外国に比べ大きな遅れをとることとなり、またブースター接種等の今後のワクチン接種政策も外国製品頼みで自主的な政策実施に大きな制約がかかるという非常に残念な状況となっている。

従来、新薬や新ワクチン等の承認には、安全性を第一に考え、長い時間をかけた審査・承認体制がとられてきており、そのため、しばしばドラッグラグ、ワクチンラグといった否定的な評価も受けてきていた。この度の新型コロナ禍による事態急変下では、図らずもこの審査・承認体制等の薬事行政が国民の健康や生活の安定を守るための即時対応能力に欠けることを露呈する結果となった。

私たち国民は、今回の新型コロナウイルスとの戦いに限らず、今後もこのような未知の感染症 出現の危険性にさらされ続けることとなる。政治や行政は国民の安心や安全を守る最善の意思決 定や行動をすべきとの観点から、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1. 新型コロナウイルスワクチンの一日も早い国産化実現に努められたい。また、治療薬開発についても強力な支援体制をとられたい。
- 2. 今後の新薬やワクチンの開発・承認にあたっては、従来通り安全性の確保に万全を期しながらも、国民の安心や安全を守るため、十分な開発支援体制や早期承認・使用を可能とする体制の整備に努められたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

## 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当 大臣

以上です。

- ○議長(景山 浩君) ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
  [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、発議案第13号、新型コロナワクチン・治療薬の早期開発・承認をはじめとした薬事行政の改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに 決しました。

#### 日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

〇議長(景山 浩君) 日程第31、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といた します。

お諮りします。議会運営委員会、広報常任委員会及び議会改革調査、公立西伯病院調査、可燃 ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会 中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
- ○議長(景山 浩君) 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第6回南部町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。これをもちまして令和3年第6回南部町議会定 例会を閉会いたします。

#### 午後1時47分閉会

#### 議長挨拶

〇議長(景山 浩君) ここに令和3年9月定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申 し上げます。

今般定例会は9月6日に開会以来、17日間にわたり、令和2年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定をはじめ、提案されました条例及び補正予算、また、議員の一般質問を含め、多数の案件に上りました。

これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得、御精励に 対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼申し上げる次第であります。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりまし

て、委員長報告をはじめ、各議員の意見を十分尊重しつつ、さらに一層熱意と努力を払われるよ う希望するものであります。

ここに来て新たなコロナウイルス感染者数は減少傾向を見せ始めておりますが、まだまだ油断は禁物であります。お一人お一人の行動自粛への御努力と、ワクチン接種の推進に御尽力いただきました方々に心より感謝を申し上げる次第です。

私たちの日常は、コロナウイルスのような大規模かつ長期にわたる新たな感染症に無防備でありました。このたびの世界的事態を教訓とし、自然災害だけではない様々な危機に備える力を養っていく必要性を痛感させられております。

まだまだコロナウイルスとの闘いは続きますが、行政施策として行った数々のコロナ対策の取組を精査し、私たち南部町にとって、町民の皆様にとって、より効果的な危機管理施策体系を準備することで強靱な南部町をつくり上げるべく、執行部、議会ともに努力を重ねていかなければならないと考える次第であります。

これから秋も深まり、議員各位におかれましては何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして町政の積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

#### 町長挨拶

〇町長(陶山 清孝君) 町長でございます。 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申 し上げます。

本定例会は9月6日から本日までの17日間という長い間、期間にわたって開催され、令和2年度各会計の歳入歳出決算認定をはじめ、条例改正、令和3年度一般会計補正予算など23議案にわたって御審議いただき、本日、全議案とも御承認いただき誠にありがとうございました。

8日、9日の2日間にわたり、9名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。 新型コロナ対策をはじめ、買物困難者対策、西伯病院の経営方針、そして7月豪雨の被災者支援 や福祉、教育など、高齢社会の進展の中にあって、住み慣れた南部町で暮らし続けられるための 議論、御意見を多数いただきました。現在、南部町を取り巻く広範な政治課題についての討論で あったと改めて感じております。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思い ますが、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

さて、昨日の鳥取県新型コロナウイルス感染対策本部会議で本県はステージ3を脱し、ステージ2に回復したことが確認され、本日から鳥取県内での経済対策が再開されました。しかし、西

部、東部地域では依然と警報が発令されており、まだまだ予断を許さない状況でございます。全国では引き続きデルタ株による感染が続いており、近県でも感染者数が多い状態にあります。町民の皆様には、県外との往来はいましばらく御注意いただきますとともに、感染予防対策の徹底に御協力をお願いいたします。私も全力で国、県、近隣市町村と連携し、町民の生命、健康、暮らしを守っていく決意でございます。閉会中にあっても御指導いただきますことを改めてお願いし、9月定例議会閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。